

○御前崎市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

平成26年4月1日告示第92号

改正

平成27年7月1日告示第101号

平成29年3月24日告示第55号

令和2年3月30日告示第66号

令和4年1月25日告示第16号

令和5年3月29日告示第63号

御前崎市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、住環境の向上により住みやすいまちを目指し、人口増加と定住化による活力あるまちづくりを目的に、住宅の省エネ化改修、バリアフリー化改修、長寿命化改修等を実施した者に対して、予算の範囲内で御前崎市住宅リフォーム支援事業補助金を交付するものとし、その交付に関しては御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号）及びこの告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいい、建築設備を含むものとする。
- (2) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。
- (3) 併用住宅 建築物に個人住宅部分及び店舗若しくは事務所の部分がある建築物をいう。
- (4) 住宅等 前3号に掲げる建築物及び当該建築物の附属施設をいう。
- (5) 改修工事 住宅等の機能向上のために行う改築、修繕及び設備改善をいう。
- (6) 施工業者 市内に本社若しくは本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者をいう。ただし、次に掲げる者は除く。

ア 御前崎市暴力団排除条例（平成24年御前崎市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団

イ 御前崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等

ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者

エ 暴力団員等と暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの
(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民基本台帳に記録されている者であって、現に市内に居住しているもの又は第12条の実績報告までに本市への転入手続を完了させ、居住を開始する者（以下「転入予定者」という。）であること。

(2) 対象住宅に居住する者は、新たに該当する町内会の班へ加入し、又は引き続き加入していること。

(3) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び同一世帯に居住する者が、市税等について滞納していない者であること。

(4) 申請者及び同一世帯に居住する者が、御前崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等、若しくは密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象住宅等)

第4条 補助の対象となる住宅等は、補助対象者が所有する個人住宅とし、市内に存する住宅（併用住宅にあつては自己の居住部分に限る。）及びこれに付属する施設の個人所有部分とする。

(補助対象工事)

第5条 補助の対象となる改修工事（以下「補助対象工事」という。）は、施工業者を利用し、かつ、その工事に要する経費が100万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）の次に掲げる工事とする。

(1) 省エネ化に関するもの

(2) バリアフリー化に関するもの

(3) 長寿命化に関するもの

(4) その他市長が認めるもの

2 前項に規定する工事に要する経費は、総工事費から次に掲げる費用を控除して得た額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

- (1) 土地購入費用
- (2) 工事用機械、工具等の購入に関する費用
- (3) その他市長が補助対象工事とすることが適当でないと認める工事に要する費用

3 施工業者が補助対象工事を一括して第三者に請け負わせた場合は、補助対象としない。
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象工事に要する経費の100分の10に相当する額（当該補助金の額が10万円を超えるときは10万円とする。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、併用住宅について、屋根、外壁等居住部分の改善に当たって非居住部分を含めた建物全体の改修が必要であるときにおける補助金の額は、個人住宅部分に係る補助対象工事に要する経費の100分の10に相当する額（当該補助金の額が10万円を超えるときは、10万円とする。）とする。

3 前2項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 市の他の制度による補助金等を受けているときは、全体工事費から当該補助の額を差し引いた金額を補助対象経費とする。

5 当市以外の補助金等の交付を併せて受けることも可とする。

(補助回数)

第7条 補助金の交付は、同一住宅及び同一申請者につき1回とする。

(交付申請及び交付決定)

第8条 申請者は、交付の申請をしようとするときは、住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 固定資産税納税通知書、固定資産名寄帳兼課税台帳又は補助対象住宅を申請者が所有することを証明できる書類
- (3) 工事見積書（工事内容の詳細が記載されたもの）の写し
- (4) 施工前写真
- (5) 住宅案内図
- (6) 図面（平面図及び立面図）
- (7) 班加入予定証明書（転入予定者又は申請時に町内会の班へ加入していない者に限る。）

(8) 市の他の補助制度を受ける場合は、その補助金決定通知書の写し

(9) その他市長が特に必要と認める書類等

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、住宅リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）又は住宅リフォーム支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知をしたときは予算の範囲内にて補助金を交付する。

4 市長は、補助金の交付決定について、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付すことができる。

（権利譲渡の禁止）

第9条 前条第2項の決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（申請事項の変更及び承認）

第10条 交付決定者は、その申請事項について、変更又は廃止が生じたときは、速やかに、住宅リフォーム支援事業補助金変更廃止申請書（様式第5号）及び変更廃止事業計画書（様式第6号）に第8条第1項各号に掲げる書類等を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、必要があると認めるときは、既に決定した補助金の額を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の額を変更したときは、住宅リフォーム支援事業補助金変更決定通知書（様式第7号）により、その旨を当該交付決定者に通知するものとする。

（状況報告及び実地調査）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の対象となった工事（以下「交付決定工事」という。）の遂行状況に関し、交付決定者、施工業者等に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、交付決定工事及び工事代金の支払が完了したときは、市長に事業の実績報告をしなければならない。

2 事業の実績報告は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の

決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、期間内に提出することが困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 住宅リフォーム支援事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 事業実績書（様式第9号）
- (3) 工事代金支払領収書の写し
- (4) 工事写真（施工中及び施工後）
- (5) 市の他の補助制度を受ける場合は、その補助金確定通知書の写し
- (6) その他市長が特に必要と認める書類等

3 市長は、前条の規定による報告又は実地調査の結果、交付決定工事の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を講じるよう交付決定者に命ずることができる。

（補助金の確定）

第13条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業が適正に実施され、完了したことを確認の上、補助金の交付額を確定し、住宅リフォーム支援事業補助金交付確定通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 交付決定者は、前条の規定により補助金の確定を受けたときは、請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助対象工事を承認なく変更し、又は廃止したとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) この告示又は御前崎市補助金等交付規則に違反したとき。

（補助金の返還）

第16条 交付決定者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において補助金が既に交付されているときは、市長の定める期限内に当該補助金を返還しなければならない。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第6条、第7条及び第12条から第17条までの規定については、同日後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第8条関係）

様式第1号(第8条関係)

住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書

年 月 日

御前崎市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号
町内会 町内会 班

御前崎市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第8条の規定により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金交付申請額 _____ 円
- 2 事業計画書(様式第2号)
- 3 固定資産税納税通知書、固定資産名寄帳兼課税台帳又は補助対象住宅を申請者が所有することを証明できる書類
- 4 工事見積書の写し
- 5 施工前写真
- 6 住宅案内図
- 7 図面(平面図及び立面図)
- 8 班加入予定証明書(転入予定者又は申請時に町内会の班へ加入していない者に限る。)
- 9 確認事項
 - ・上記工事について市の他の制度による助成の有無 有 ・ 無
 - ・申請者及び同一世帯者は御前崎市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等又は暴力団及び暴力団等と密接な関係を有する者ではありません。
はい ・ いいえ

10 その他【同意事項】

上記確認事項のほか申請内容の確認のために必要があるときは、市長が関係当局に報告を求めることに同意します。

年 月 日

御前崎市長 様

住 所
氏 名
(署名又は記名押印)

様式第 2 号 (第 8 条関係)

様式第 2 号(第 8 条関係)

事業計画書

申請者住所	
” 氏名	
交付対象住宅の所在地	御前崎市
所有者氏名	
工事内容	
予定工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
本申請に当たり、 その他の市の補助金等を 申請している場合は、 事業名を右の空欄へ 記入してください。	
工事見積金額(税込)	_____ 円 ①
補助金交付申請額	_____ 円 ① × 1 / 10 (上限 10 万円、1,000 円未満切捨て)

上記工事を、請け負うことを証明します。また、申請内容の確認のために必要があるときは、市長が関係当局に報告を求めることに同意します。

施工業者
記入欄

住 所
事業所名
代表者氏名
電話番号
主な業種

②

施工業者は御前崎市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等
又は暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者ではありません。

はい ・ いいえ

様式第3号(第8条関係)

様式第3号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



住宅リフォーム支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった住宅リフォーム支援事業補助金については、御前崎市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助対象工事の内容を変更し、又は廃止する場合は、あらかじめ、市長の承認を受けること。
- (2) 補助金は交付の目的以外に使用しないこと。
- (3) 補助対象工事の遂行の状況に関し、報告を求め、又は実地調査を行うことがある。
- (4) 補助対象工事及び工事代金の支払いが完了したときは、御前崎市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、住宅リフォーム支援事業補助金実績報告書に関係書類等を添えて提出すること。

様式第4号(第8条関係)

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



住宅リフォーム支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった住宅リフォーム支援事業補助金については、御前崎市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり不交付決定したので通知します。

記

不交付決定の理由

様式第5号(第10条関係)

様式第5号(第10条関係)

住宅リフォーム支援事業補助金 ^{変更}申請書
廃止

年 月 日

御前崎市長

様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた住宅リフォーム支援事業の計画を次のとおり ^{変更}したいので、申請します。
廃止

様式第6号(第10条関係)

様式第6号(第10条関係)

変 更
事 業 計 画 書
廃 止

申 請 者 住 所	
〃 氏 名	
工事の変更内容、 廃止及び理由など	

廃止の場合は以下記載不要

本申請に当たり、 その他の市補助金等を 申請している場合は、 事業名を右の空欄へ 記入してください。		
	変更前	変更後
交付対象工事金額(税込)	円	円
交 付 申 請 額	円	円
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日

上記工事を、請け負うことを証明します。また、申請内容の確認のために必要があるときは、市長が関係当局に報告を求めることに同意します。

施工業者
記入欄

{ 住 所
事 業 所 名
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

印

様式第 7 号（第10条関係）

様式第 7 号(第 10 条関係)

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



住宅リフォーム支援事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった住宅リフォーム支援事業の変更については、承認したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助対象工事の内容を変更し、又は廃止する場合は、あらかじめ、市長の承認を受けること。
- (2) 補助金の交付の目的以外に使用しないこと。
- (3) 補助対象工事の遂行の状況に関し、報告を求め、又は実地調査を行うことがある。
- (4) 補助対象工事及び工事代金の支払いが完了したときは、御前崎市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、住宅リフォーム支援事業補助金実績報告書に関係書類等を添えて提出すること。

様式第8号(第12条関係)

様式第8号(第12条関係)

住宅リフォーム支援事業実績報告書

年 月 日

御前崎市長 様

住 所 御前崎市
申請者 氏 名
生年月日
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた住宅
リフォーム支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

- 1 完了年月日 年 月 日
- 2 事業実績書(様式第9号)
- 3 工事代金支払領収書の写し
- 4 工事写真(施工中及び施工後)
- 5 補助金交付申請書と相違した場合は、その理由
- 6 交付決定を受けた額 _____ 円
- 7 その他

様式第9号(第12条関係)
様式第9号(第12条関係)

事業実績書

申請者住所	御前崎市
〃 氏名	
交付対象住宅の所在地	御前崎市
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
工事内容	
申請時	
実績	
工事金額(税込) _____ 円	工事金額(税込) (領収書金額)① _____ 円
交付決定額 _____ 円	工事金額に対する 補助金の額 _____ 円 ※①×10%の金額(上限10万円、1,000円 未満切捨て)
※ 工事金額に対する補助金の額は、決定通知書の交付額又は変更決定通知書の交付額と同額か御確認ください。	
※ 工事金額が申請時より減額の変更をした場合、補助金の金額は御前崎市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第10条の規定により再計算した額としてください。	

様式第10号（第13条関係）

様式第10号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



住宅リフォーム支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった住宅リフォーム支援事業補助金については、御前崎市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

様式第11号（第14条関係）

様式第11号（第14条関係）

請 求 書

金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付け 第 _____ 号により補助金の確定を受けた住宅リフォーム支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

御前崎市長 _____ 様

住 所 御前崎市

氏 名 _____ (印)

振 込 先

金融機関名	
支店名	
預金の種類	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	